

(総則)

第1条 貸主は、別添の仕様書により、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 貸主は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、借主の指示を受けるものとする。

(機器等の保守)

第2条 貸主は、借主が機器等を常に正常かつ安全に使用できるように保守を行わなければならない。

2 貸主は、機器等の保守方法について、あらかじめ借主の承認を得なければならない。

3 借主は、善良なる管理者の注意をもって機器等を使用しなければならない。

(契約内容の変更)

第3条 借主は、この契約の締結後の事情により、契約内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、賃貸借料又は期間を変更する必要があるときは、借主及び貸主は、協議して書面によりこれを定めるものとする。

(賃貸借料の支払方法)

第4条 貸主は、仕様書記載の支払方法に基づき、借主の指示する方法により請求するものとする。

2 借主は、貸主からの請求があったときは、その請求書を受理した日から30日以内に貸主に対し賃貸借料を支払うものとする。

3 この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、借主は、この契約を何ら変更

することなく、賃貸借金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

(損害賠償)

第5条 借主又は貸主は、自己の責めに帰すべき理由により、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、借主及び貸主が協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 借主又は貸主は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに書面により通知しなければならない。

2 借主又は貸主は、相手方が正当な理由なくこの契約に違反したときは、書面により通知し、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

3 借主は、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

(機器等の返還)

第7条 借主は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって機器等を貸主に返還する場合には、機器等を原状に復して返還するものとする。

(秘密の保持)

第8条 貸主は、この契約によって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、借主及び貸主は、協議して定めるものとする。